

定 款

株式会社 イー・カムトゥルー

設立 平成12年5月23日

平成12年12月20日 改訂
平成14年 3月28日 改訂
平成15年 3月27日 改訂
平成17年 3月31日 改訂
平成19年 3月28日 改訂
平成21年 3月26日 改訂
平成23年 3月30日 改訂
平成24年5月 1日 改訂
平成26年2月 3日 改訂
平成26年3月10日 改訂

目 次

第1章 総則	1
第1条 商号	1
第2条 目的	1
第3条 本店の所在地	1
第4条 機関	1
第5条 公告方法	1
第2章 株式	1
第6条 発行可能株式総数	1
第7条 自己の株式の取得	1
第8条 単元株式数	2
第9条 単元未満株式についての権利	2
第10条 株主名簿管理人	2
第11条 株式取扱規則	2
第3章 株主総会	2
第12条 招集時期	2
第13条 定時株主総会の基準日	2
第14条 招集者及び議長	2
第15条 議決権の代理行使	2
第16条 決議の方法	3
第17条 議事録	3
第18条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供	3

第4章 取締役及び取締役会	3
第19条 取締役の員数	3
第20条 取締役の選任	3
第21条 取締役の任期	3
第22条 代表取締役及び役付取締役	3
第23条 取締役会の招集権者及び議長	3
第24条 取締役会の招集通知	4
第25条 取締役会の決議の方法	4
第26条 取締役会の議事録	4
第27条 取締役の報酬等	4
第28条 取締役の責任免除	4
第29条 社外取締役の責任限定契約	4
第5章 監査役	4
第30条 監査役の員数	4
第31条 監査役の選任	4
第32条 監査役の任期	4
第33条 監査役の報酬等	4
第34条 監査役の責任免除	5
第35条 社外監査役の責任限定契約	5
第6章 計算	5
第36条 事業年度	5
第37条 期末配当金	5
第38条 中間配当金	5
第39条 期末配当金等の除斥期間	5

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社イー・カムトゥルーと称し、英文では E-COMETRUE Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理システムのコンサルティング、企画、設計、施工、運営代行及び管理代行
2. 投資計画及び経営に関するコンサルティング、運営事務代行及び管理代行
3. 有価証券の取得及び保有
4. 企業間の提携に関する仲介、斡旋及びコンサルティング
5. 国際交流イベントの企画、実施
6. 外国企業との合弁及び提携に関する情報収集並びにコンサルティング
7. 生命保険の募集に関する業務並びに損害保険の代理店業務
8. 介護保険法に基づく居宅サービス、介護保険法に基づく居宅介護支援、介護保険法に基づく介護予防サービス及びそれらに付随する事業
9. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権の取扱いに関する諸手続及びその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し議長となる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。)に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の議決によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員により、又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会はその決議により取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を、取締役の中から定めることができる。

- ② 取締役社長は、当社を代表する。
- ③ 取締役社長のほか、取締役会の決議により当社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

② 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定より、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(社外監査役の責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(期末配当金)

第37条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金（以下「期末配当金」という。）を支払う。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第39条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。